

交通 部 内 各 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和8年3月31日まで
企画第二係	
交 通 部 長	

第 2 次 自 転 車 活 用 推 進 計 画 の 決 定 に つ い て（通 達）

先般、自転車活用推進法（平成28年法律第113号。以下「法」という。）第9条第1項に基づき、第2次自転車活用推進計画（以下「計画」という。）が別添のとおり閣議決定された。計画の概要及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 計画の概要

(1) 総論

計画は、法の目的や基本理念を踏まえ、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められたものであり、計画期間については、長期的な展望を視野に入れつつ、令和7年度までと定められた。

(2) 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

計画では、以下の4つの目標が定められた。

- ・ 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成（目標1）
- ・ サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現（目標2）
- ・ サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現（目標3）
- ・ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現（目標4）

また、目標達成のために具体的に実施すべき施策についても定められたところ、このうち警察に関係する主な施策は以下のとおりである。

- ・ 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。（施策2及び施策20）
- ・ 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。（施策3）
- ・ 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。（施策7）
- ・ 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。（施策16）
- ・ 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。（施策17）
- ・ 自転車を含む交通安全教育を推進するため、教職員に対する研修及び学校等に

おける交通安全教室の開催等を推進する。(施策18)

- ・ 都道府県等に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進するとともに、利用者等に対して情報提供を強化すること等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。(施策22)

(3) 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

自転車の活用の推進に関する施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講ずべき措置は、計画別紙のとおり定められた。

(4) 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
地方公共団体に対して、法第10条に基づく都道府県自転車活用推進計画及び法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画（以下「地方版推進計画」という。）の策定を促すこと等が定められた。

2 留意事項

(1) 地方版推進計画の策定に向けた協力について

引き続き、県及び市町における地方版推進計画の策定に向けた取組等に協力すること。

(2) タンデム自転車について

各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には、タンデム自転車の道路一般における走行の解禁について、所要の検討を行うこと。

(3) 自転車の積載制限について

各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には、自転車の積載物の制限の見直しについて、所要の検討を行うこと。

(別添 省略)